

四万十市交通事業者支援給付金

コロナ禍で利用者の減少、燃料価格高騰等の影響を受ける交通事業者の事業継続を支援します！

給付対象者の主な要件

- (1) 令和4年度より前から市内に営業所を有していること
- (2) 道路運送法及び同法施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に定める各事業（高速バス・貸切バス事業、タクシー事業、運転代行事業）を営むもの ※詳しくは裏面参照
- (3) 市税の滞納がないこと

給付対象者及び給付金額

給付対象者	給付金額（定額）
高速バス・貸切バス事業者	車両1台につき150千円
タクシー事業者 （福祉輸送事業限定も含む）	車両1台につき50千円
運転代行事業者	車両1台につき50千円

※事業の用に供している車両のみ給付対象となります

運送実績報告

本給付金は、コロナ禍における交通事業者の事業継続を支援するものであり、給付金の給付を受けた事業者様には、令和4年9月から令和5年3月までの運送実績報告書（様式第4号）を作成のうえ、令和5年4月20日までに提出していただくこととしております。

申請期限

令和5年1月31日（火）

■申請・お問合せ先

四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市企画広報課・企画調整係
☎（0880）34-1129

四万十市地域交通事業者支援給付金給付要綱

別表第1（第2条関係）

給付対象者	定義
高速バス事業者	令和4年度より前から四万十市内に営業所を有し、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第3条の3第1号に規定する路線定期運行を営むものであって、施行規則第10条第1項第1号口の運賃を適用する事業のうち、専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送する事業を営むもの。
貸切バス事業者	令和4年度より前から四万十市内に営業所を有し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営むもの。
タクシー事業者 （福祉輸送事業限定も含む）	令和4年度より前から四万十市内に営業所を有し、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営むもの（福祉輸送事業限定も含む）。
運転代行業者	令和4年度より前から四万十市内に営業所を有し、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営むもの。

申請時に必要となる書類

●四万十市地域交通事業者支援給付金申請書兼請求書（様式第1号）

【添付書類】

- ・市税について滞納のないことを証する証明書（共通）
- ・経営許可証又は認定証（共通）
- ・申請日において有効な車検証（共通）
- ・道路運送法に基づく事業計画書（高速バス、貸切バス、タクシー事業者のみ）
- ・代行運転随伴車両の損害賠償責任保険の契約書（運転代行業者のみ）
- ・申請書に記載した振込口座（預金通帳）の写し（共通）

※金融機関名及び本店・支店、口座名義人、口座番号が確認できる部分で可